

「菅茶山かんちやざん関係資料」の重要文化財（歴史資料）への  
指定答申について

平成 26 年 3 月 18 日(火)、国の文化審議会（会長 宮田亮平）は、文部科学大臣に対し、次の文化財を文化財保護法第 27 条の規定により重要文化財に指定するよう、答申を行う予定です。

名称等	菅茶山関係資料 一括	資料点数	5,369 点
年代	江戸時代	種別	歴史資料
所有者	広島県（広島県広島市中区基町 10-52） 広島県立歴史博物館保管		
内容	<p>菅茶山（1748～1827）は、教育者として備後国神辺<small>びんごのくにかんなべ</small>に黄葉夕陽村舎<small>こうようせきやうそんしゃ</small>を開設して人材の育成に尽力するとともに、漢詩人として活躍した。その詩集『黄葉夕陽村舎詩』は同時代人に高く評価され多くの学者・文人と交わりを結んだ。</p> <p>本資料は、茶山が詠んだ漢詩集の草稿などの各種草稿類をはじめ、日記類、典籍類、書状類、茶山に贈られた書画・器物類<small>きぶつ</small>などの一括資料である。</p> <p>菅茶山の儒者、漢詩人としての思想・思索及びその形成過程を知ることできる最も重要な資料であるとともに、茶山を中心とする近世の文人の交友を具体的に示す貴重な資料である。（詳細別紙）</p>		



【写真】

茶山の主な著書の草稿

（上段 2 冊とも）

黄葉夕陽村舎詩

（下段右から）

筆のすさみ（筆のすさび）

福山志料

室町志

※ 写真のデジタルデータが必要な場合は、文化財課へ御連絡ください。

【担当】文化財課 課長補佐兼文化財保護係長

（電話）082 - 513 - 5022

（e-mail）[bunka@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:bunka@pref.hiroshima.lg.jp)

（URL）<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/>



菅茶山肖像画 広島県立歴史博物館蔵

菅茶山は、酒造業を営み神辺東本陣主人も務めた菅波構平と半の長男として、備後国安那郡川北村（福山市神辺町川北）に生まれた。

19歳のとき京都に遊学し、儒学と医学を学んだ。京都・大坂への遊学は6回に及び、頼春水や懐徳堂第4代学主中井竹山などと交友を深めた。

天明元年（1781）頃、神辺に私塾『黄葉夕陽村舎』を開き、寛政8年（1796）には福山藩の郷校となり、以後『神辺学問所』『廉塾』などと呼ばれた。塾では、菅茶山や都講（塾頭）による四書五経を中心とした講釈がなされた。頼山陽も廉塾の都講を務めたことがある。

享和元年（1801）、福山藩の儒官となり、藩主阿部正精の命により2度江戸へ赴き、元老中の松平定信、伊能忠敬など多くの文人たちとの交友関係を広げた。

日常生活を平明な漢詩で詠み、宋詩に範をとった詩風を大成し茶山は「当世随一の詩人」と評され、詩集『黄葉夕陽村舎詩』は当時のベストセラーであった。この『黄葉夕陽村舎詩』の出版により、茶山の名は全国へと知られ、山陽道を往来する多くの文人墨客が廉塾を訪れた。

なお、「廉塾ならびに菅茶山旧宅」は昭和28年（1953）に特別史跡に指定されている。



特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅

冬夜讀書

雪擁山堂樹影深

檐鈴不動夜沈沈

閑收乱帙思疑義

一穗青灯万古心

雪は山堂を擁して 樹影深し  
 檐鈴動かず 夜沈沈  
 閑かに乱帙を収めて疑義を思えば  
 一穗の青灯 万古の心

雪は山中の建物を覆うように降り積もり、樹木の影は静まりかえっている。軒端の鈴は少しも動かず、夜は静かに更けていく。心静かに乱れた書物を片付けて、疑問に思った内容を考えていると、部屋の青く輝く灯りを通して古人の心が見えてくる。

今回重要文化財への指定が答申されたのは、菅茶山の漢詩人や教育者としての活動や、多くの文人たちとの交友を物語る一括資料で、その内訳は次のとおりである。

著述稿本類 647点、文書・記録類 631点、書画類 331点、書状類 939点

典籍類 2,706点、絵図・地図類 44点、器物類 71点

計 5,369点

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

平成26年3月18日現在

国指定文化財			県指定文化財		合計	
種別(種類)		件数	種別(種類)			
国 宝	建造物	7			7	
	絵画	2			2	
	工芸品	9			9	
	書跡・典籍・古文書	1			1	
	小計	19			19	
重要文化財	建造物	56	重要文化財	建造物	45	101
	絵画	12		絵画	49	61
	彫刻	42		彫刻	90	132
	工芸品	55		工芸品	54	109
	書跡・典籍・古文書	18		書跡・典籍・古文書	51	69
	考古資料	4		考古資料	17	21
	歴史資料	4 (1)		歴史資料	4	8 (1)
	小計	191 (1)		小計	310	501 (1)
重要無形文化財		0	無形文化財		3	3
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		66	70
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	23		史跡	125	148
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	120	135
				名勝天然記念物	1	1
小計	49	小計	252	301		
重要伝統的建造物群		2				2
合計		272 (1)	合計		636	908 (1)
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財					11	
登録文化財		登録有形文化財			129	
		登録記念物			2	

※1 網かけ部分が今回答申される文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回指定されることとなった場合のものである。( )は変更件数。